

青森県報

第三千六百七十七号

平成二十五年
四月十日
(水曜日)

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(下北地域民局) ……二
- 教育委員会……………

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……二

選挙管理委員会

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……三
- 労働委員会……………
- あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……三

告 示

青森県告示第三百二十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定によ

り、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|----------|--------|-------------------|-----------|
| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
| 有限会社山田商会 | 山田 明史 | 南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺二の六 | 平成二五年・四・二 |

青森県告示第三百二十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名又は名称 | 住所 | 事業名称 | 所在地 | 業務開始年月日 | 備考 |
|--------|-----------|---------|-------------|------|-------------|-----------|--------------|
| 001001 | 平成二五年・四・一 | 有限会社協栄会 | 青森市造道三丁目二番一 | 桃源 | 青森市造道三丁目二番一 | 平成二五年・四・一 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 001001 | " | 有限会社協栄会 | 青森市造道三丁目二番一 | 桃源 | 青森市造道三丁目二番一 | " | 認知症対応型共同生活介護 |
| 001001 | 二五年・二・二 | 株式会社ゆう | 青森市造道七丁目一 | ケアサポ | 青森市造道七丁目一 | 二五年・二・二 | 訪問介護 |

青森県告示第百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 名称 | 特定非常利活動法人レウスホワイトハ | 社会福祉法人平館福祉会 | 社会福祉法人平館福祉会 | 社会福祉法人養正会 |
| | 青森市中央四丁目三九四 | 東津軽郡外ヶ浜市平館根岸小川二の | 東津軽郡外ヶ浜市平館根岸小川二の | 三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四 |
| 主たる事務所の所在地 | 青森市中央四丁目三九四 | 東津軽郡外ヶ浜市平館根岸小川二の | 東津軽郡外ヶ浜市平館根岸小川二の | 三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四 |
| 障害児通所支援の種類 | 放課後等デイサービス | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービス |
| | ハレスパイトハウスWA | 児童デイサービスあおなつと | 児童デイサービスあおなつと | ホープフルのぎく園 |
| 事業所 | 青森市中央四丁目三九四 | 青森市新城字平岡三八六の五 | 青森市新城字平岡三八六の五 | 三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四 |
| | 平成二五・四・一 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 指定年月日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

青森県告示第百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 加入区 の名称 | 届 出 事 項 | 期 間 | 場 所 |
|------------|---|------------------------|------------|
| 白 糠 | 下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓 吉 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢 田 吉 司 | 平成二十五年四月十日から 同月二十四日 まで | 白糠漁業協同組合 |
| 小田野 沢 | 下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川 村 敏 博 下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二一 川 口 克 忠 下北郡東通村大字小田野沢字南通四一 川 端 幸三郎 | 同右 | 小田野沢漁業協同組合 |

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月十日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

- 一 特定役務の名称及び数量
- 一 県立学校間ネットワークサービス 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

東北インテリジェント通信株式会社

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七の一

六 契約金額

六千三百三十九万七千二百二十八円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一の表中

医療法人近藤病院

〃 松原三丁目一三の二二

を

医療法人雄心会近藤病院

〃 松原三丁目一三の二二

に、

財団法人鷹揚郷腎研究所弘前病院

〃 大字小沢字山崎九〇

を

公益財団法人鷹揚郷腎研究所弘前病院

〃 大字小沢字山崎九〇

に改める。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十五年四月十日

青森県労働委員会会長 石田恒久

| 氏名 | 職 | 業 |
|-------|------------------------------|---|
| 石田 恒久 | 青森県労働委員会委員 弁護士 | |
| 大澤 一實 | 青森県労働委員会委員 弁護士 | |
| 赤城 国臣 | 青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授 | |
| 今 喜典 | 青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授 | |
| 前田 みき | 青森県労働委員会委員 | |

| | |
|-------|---|
| 山内 裕幸 | 青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長 |
| 鈴木パティ | 青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟イオングループ労働組合連合会オールサンデー ユニオン中央執行副委員長 |
| 石田 隆志 | 青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長 |
| 小野 武司 | 青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長 |
| 谷川 浩二 | 青森県労働委員会委員 弘前愛成会病院労働組合執行委員長 |
| 北村真夕美 | 青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長 |
| 寺下 一之 | 青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長 |
| 山谷 清人 | 青森県労働委員会委員 一般社団法人青森県経営者協会専務理事 |
| 藤本 和夫 | 青森県労働委員会委員 協同組合青森総合卸センター専務理事 |
| 斎藤 悦朗 | 青森県労働委員会委員 弘前航空電子株式会社取締役 |
| 三上 雄二 | 青森県労働委員会事務局長 |
| 白坂 和久 | 青森県労働委員会事務局次長 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭